

国立大学法人東京農工大学工事請負契約細則の一部改正

| 現行   | 改正  | 改正理由 |
|--|---|------|
| <p>本則</p> <p>(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等)</p> <p>第 10 条 契約担当役は、予定価格が一千万円を超える工事についての請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>(1) 競争入札ごとに予定価格の 10 分 7 から 10 分の 9 までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(2) 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、10 分 7 から 10 分の 9 までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(工事請負契約基準)</p> <p>第 16 条 契約担当役は、工事に関する請負契約(以下「工事請負契約」という。)を結ぶ場合は、契約の履行について別記第 1 号の工事請負契約基準(以下「工事請負契約基準」という。)を内容と</p> | <p>本則</p> <p>(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等)</p> <p>第 10 条 契約担当役は、予定価格が一千万円を超える工事についての請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。</p> <p>(1) 競争入札ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ契約担当役が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(2) 工事の請負契約で前号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であった場合</p> <p>(工事請負契約基準)</p> <p>第 16 条 契約担当役は、工事に関する請負契約(以下「工事請負契約」という。)を結ぶ場合は、契約の履行について本学契約事務取扱規程第 2 条第 2 項に定める工事請負契約に係る一般的約定事</p> |      |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>する契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。</p> <p><u>別記第1号</u></p> <p><u>工事請負契約基準</u></p> | <p><u>項</u>(以下「工事請負契約基準」という。)を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> |  |
|---|---|--|

附 則(令和2年4月1日細則第8号)  
この細則は、令和2年4月1日から施行する。